

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年四月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第二十三号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律（以下この条において「法」という。）第十八条の二第二項又はこの法律による改正後の法第十八条の二の二、第二十五条第三項若しくは第二十五条の二第三項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第十七号）附則第二条の規定の適用については、同条第一項第一号二中「又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」と、特定任期付職員」とあるのは、「特定任期付職員又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項に規定する常勤の防衛大臣政策参与、学生若しくは生徒」と、同条第二項中「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律」とする。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九条のうち防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項の改正規定中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十七・五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の三十五」を「百分の三十二・五」に改める。

内閣総理大臣 岸田 文雄

防衛大臣 岸 信夫

政

令

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年四月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第七十四号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年五月九日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

省

令

○経済産業省令第四十二号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十一条第一項及び第十二条の規定に基づき、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和四年四月十三日

経済産業大臣 萩生田光一

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（高圧ガス製造施設）</p> <p><b>第二十五条</b> 高圧ガス製造施設の技術基準は、第三条及び第四条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 塔（高圧ガス設備（貯槽を除く。）であつて、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のもをいう。以下この項において同じ。）、凝縮器（縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のもに限る。以下この項において同じ。）、貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のもに限る。以下この項において同じ。）、受液器（内容積が五千</p>	<p>（高圧ガス製造施設）</p> <p><b>第二十五条</b> 高圧ガス製造施設の技術基準は、第三条及び第四条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 塔（反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備（貯槽を除く。）であつて、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のもをいう。）、凝縮器（縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のもに限る。）、貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のもに限る。）、受液器（内容積が五千リットル以上のもに限る。）、及び配管（経済産</p>